

県民意見募集で寄せられたご意見と県の考え方について

「大分県福祉のまちづくり条例の改正(案)」について、平成22年11月10日から平成22年12月9日までの間、ご意見を募集しました。その結果、7名の方から13件のご意見をいただきましたので、それに対する県の考え方を以下のとおり公表します。

項目	意見番号	ご意見の概要	県の考え方
条例改正について	1	条例の課題やバリアフリー新法との連携・整合性に関して、踏み込んだ条例改正となっていると思う。	—
	2	平成7年に条例が制定されて以降、バリアフリー新法等の動向を踏まえて条例を見直すことは時機を得た取組である。	—
第2条 「高齢者、障害者等」の定義	3	「日常生活又は社会生活において制限を受けるもの」という表現だと、「～をしてはいけない」というような規制を受けるイメージがあり、誤解を招く可能性がある。「支援を必要とする者」等の表現にしていきたい。	ご意見を踏まえ、制限の内容を明確にするため、「日常生活又は社会生活において 身体機能上の制限その他の 制限を受けるもの」に修正します。
第6条 事業者の責務	4	身体障害者補助犬法においては、不特定多数の者が利用する施設では身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない旨規定されているが、補助犬同伴による入店拒否等の事例があとを絶たない。 このため、事業者の理解の促進について具体的に記述していきたい。第6条(事業者の責務)を「事業者は、自ら設置し、又は管理する特定施設を、高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう 施設の整備や配慮ある対応に 努めるとともに、県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。」に修正(下線部分を挿入)していきたい。	「施設の整備」については、第13条(特定施設設置者の措置)、第14条(既存の特定施設に係る措置)、第17条(特別特定施設設置者の措置)、第23条の3(建築の規模)等で具体的に規定し、「配慮ある対応」については、第15条(特定施設の管理運営)で具体的に規定しています。 個別の事案については様々な場合が想定されますので、施設の整備や配慮ある対応も含めて、可能な限り安全かつ容易に利用できる配慮をおこなっていただくため、広義に解釈できるよう、限定的な表現を避けて、現行規定どおりとします。
第14条 既存の特定施設に係る措置	5	既存特定施設整備状況報告書の内容は、その施設を数値で客観的に評価したものであり、この報告書をデータベース化してみんなが参考にできるようにしてはどうか。	既存特定施設整備状況報告書は、既存の特定施設について、知事が必要があると認めるときに提出を求めるものですが、今回の改正により、特別特定施設新築等届出書を新たに規定し、新築等を行う特別特定施設について、数値面を含め整備計画を確認することとしています。
第17条 特定施設設置者の措置	6	病院において、日常生活を想定したリハビリ目的で、バリアのあるトイレ等を作るのは条例違反にあたるか。	「利用の目的」等により基準適合が困難な場合は、適用が除外される旨を規定しています。

項目	意見番号	ご意見の概要	県の考え方
第22条 公共車両等の整備	7	法委任条例の対象が建築物に限定されているが、移動手段の不便さは大きな問題であるため、公共車両等についても、条例の項目に入れるべき。	バリアフリー新法では、路外駐車場及び建築物についてのみ、法委任条例による基準の強化等が可能となっており、本県においては、建築物についてこの仕組みを活用する改正案としています。 公共車両等については、第22条において、公共車両等の所有者又は管理者に対し、公共車両等を高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずる努力義務を課し、必要に応じて知事が当該措置の実施状況の報告を求め、指導及び助言を行うことができる旨を規定しています。
施行規則	8	施行規則の整備基準では「多数の者が利用する便所に小便器を設ける場合においては、1以上の便所に1以上の床置き小便器及び手すりを設けること」となっているが、バリアフリー新法の規定に合わせて、清掃面も考慮し、床置きだけに限定せず、受け口の高さが35cm以下の壁掛式小便器も含めてはどうか。	ご意見を踏まえ、施行規則において改正を予定しています。
	9	名ばかりのユニバーサルデザイン化により「多目的トイレ」を1つ設置するのではなく、通常のトイレ1つ1つを広く取り、車いすユーザーの方でもどれでも使用できることが必要。	施行規則の整備基準では、車いす使用者用トイレを1つ以上設けることとしていますが、その他のトイレの広さ等については、施設設置者に対し意識啓発に努めます。
その他	10	ある商業施設が新築オープンしたときにトイレを調査したところ、非常にゆったりとした面積で、最新の設備が設置されていたが、大便器の左右の手すりの高さが違っていたり、手すりの間隔が広すぎたり、便器の位置がずれていたといった状態であった。 きちんとした設備を担保するために、施工前の専門家による公的チェックが絶対に必要である。	手すりの高さや間隔、便器の位置等について基準を定め、設置する便房の1つ1つについてそれを検査するというのは現実的には対応が困難です。 またご指摘のような事案については、設計者の工事管理の問題に起因するところが大きいと考えられますので、県条例に基づく「施設整備マニュアル」や国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」等の内容について、周知に努めます。
	11	県に対して意見を提示しても、たらい回しにあい、問題が解決しない。	条例の施行にあたっては、県の組織内でより一層の連携に取り組みます。
	12	行政主導ではなく、民間や当事者を入れた永続的なユニバーサルデザイン部会等の設置を行い、当事者目線でのものづくり、各意見反映に向けて実現できるような仕組みづくりが出来ることが望ましい。	今回の改正で、福祉のまちづくりに関する施策に、高齢者、障害者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じる旨を規定しますが、大分県福祉のまちづくり推進協議会をその場として位置づけたいと考えており、公募委員を当該協議会委員に選任する等、様々な立場の方の意見を反映させるための仕組みづくりに取り組みます。
	13	ハード面が整備されていなくても、心のバリアフリーで解決できることもある。学校教育等で心のバリアフリーを推進していくことについて触れていただきたい。	前文、第5条(県民の責務)、第8条(施策の基本方針)、第9条(教育の推進)、第10条(県民の意識の高揚等)で心のバリアフリーについて規定しています。